

平成 25年 12月 24日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

施行日前後の取引等に係る消費税の税率適用

平成26年4月1日より新消費税率8%に引き上げが予定されていますが、今回の税率改正では経過措置や例外的取扱いが定められていて、資産の譲渡等の時期により税率(5%又は8%)の適用が実務上分かれるところです。

原則: 施行日前日(平成26年3月31日)までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入等であっても、施行日以後に行われるものは、経過措置が適用される場合を除き新税率が適用されます。

(1) 請負工事に関する経過措置(建設工事のみならずソフトウェアの開発に係る契約など…)

平成25年10月1日(以下「指定日」と言う)の前日までに工事や製造などの請負契約を締結し、その契約に係る課税資産の譲渡(完成引渡し)が平成26年4月1日(以下「施行日」と言う)以後になっても5%の旧税率が適用されます。

ただし、指定日以後にその対価が増額(変更)された場合には増額部分についてのみ8%の新税率になります。

(2) 資産の貸付に関する経過措置

平成25年9月30日までに資産の貸付に係る契約を締結し、平成26年4月1日前から引き続きその契約に基づいて資産の貸付を行っている場合、平成26年4月1日以後の貸付に対しても次の〔①と②〕又は〔①と③〕の条件を満たす場合には5%の旧税率が適用されます。

- ①貸付期間及び期間中の対価(賃貸料など)の額が定められている事
- ②事情の変更その他の理由により、対価の額の変更を求めることが出来る旨の定めがない事
- ③契約期間中にいつでも解約を申し入れ出来る旨の定めがない事、その他対価に関する契約内容が政令(省略)で定める要件に該当していること。

※通常の賃貸借契約に基づく月極め家賃の場合、経過措置の条件を満たすものは少ないと思われるので、翌月分の賃料を施行日前に受領したものは5%、施行日後に受領するものは8%の税率となります。

設備のリースなどが経過措置の対象になると思われます(売買としてのリース取引は原則除く)。

(3) その他施行日前後の取引に係る税率の適用関係

- ①施行日前(平成26年3月31日)までに仕入れた商品を施行日以後に販売する場合新税率を適用
- ②契約慣行により、1年分の対価を收受する事としており、事業者が継続してその対価を收受して施行日前までに収益に計上したのものについては旧税率を適用しても良いことになっています。
- ③施行日前に行った商品の販売について、施行日以後に売上返品、貸倒れ、値引きなどがあった場合には旧税率が適用されます。